

右の執照は通事林栄等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

注(一) 梁棟 久米村呉江梁氏(龜嶋家) (二) 家譜(二) 一七五八頁。

1-42-32

琉球国中山王尚清の、毛是等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五四〇、九、一二)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、特に正使毛是・通事蔡朝慶等を遣わし、宙字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ扱^りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十九号半印勘合執照を給して通事蔡朝慶等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^と処^と及^び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす

正使一員 毛是

副使二員 賈満度 寿達路

通事二員 蔡朝慶 鄭元

管船火長・直庫二員 蔡廷貴^① 鄔刺瑞

梢水共に一百三十四名

嘉靖十九年(一五四〇)九月十二日

右の執照は通事蔡朝慶等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注(一) 蔡廷貴 久米村蔡氏(儀間家) 六世(家譜(二) 二五四頁)。

1-42-33

琉球国中山王尚清の、賈満度等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五四一、九、七)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、特に正使賈満度・都通事梁頤等を遣わし、宙字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ扱^りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四十四号半印勘合執照を給して都通事梁顯等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して困って遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 賈滿度

副使二員 寿達路 鄔羅瑞

都通事三員 梁顯 蔡朝慶 金鼎

管船火長・直庫二名 陳繼章 吳刺水

梢水一百四十五名

嘉靖二十年（一五四一）九月初七日

右の執照は都通事梁顯等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

1-42-34

琉球国中山王尚清の、邁益紗等を仏大泥等の国へ遣わす執照

（一五四三、九、二八）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

一切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使邁益紗・都通事蔡朝慶等を遣わし、仁

字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四十八号半印勘合執照を給して正使邁益紗等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して困って遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 邁益紗

副使三員 吳羅 鄔刺瑞 馬沙皆

都通事二員 蔡朝慶 金鼎

管船火長・直庫二名 林華 麻別度

梢水共に二百一十二名

嘉靖二十二年（一五四三）九月二十八日

右の執照は正使邁益紗・都通事蔡朝慶等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照